

各スポーツ開放使用団体 御中

周南市教育政策課

周南市学校施設使用料の還付申請について

平素より、本市の市政運営について、格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。周南市学校施設使用料（以下「使用料」という。）の還付について、周南市学校施設使用条例（令和7年12月19日に改正・施行されたもの以下「新条例」という。）に基づき、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 還付の対象となるケース

既納の使用料は、原則として還付いたしません。新条例及び周南市学校施設のスポーツ開放に関する規則（以下「スポーツ開放規則」という。）に基づき、スポーツ開放規則により許可を受けている団体については、令和8年4月1日以降、屋内運動場の固定照明設備使用料が不要となります。このため、令和8年4月1日以後の使用について、納付された使用料の額が新条例の規定による使用料の額を超えるときは、その超える額を特例として還付いたします。

なお、還付の手続きについては、2に記載していますが、申請に必要な書類で既納使用料が残っていることが確認できた場合に限り承りますのでご了承ください。

2. 申請に必要な書類

屋内運動場の固定照明設備使用料の還付申請は、以下の書類が必要です。

口座払いで受け取る場合

- ①周南市学校施設使用料還付申請書（同封している様式）の原本 ※記入例参照
- ②スポーツ開放使用許可書（令和7年度のもの）の写し（原本も可）
- ③スポーツ開放固定照明設備使用管理票の原本（令和7年度のものに限る） ※記入例参照
- ④最後に支払った使用料の領収書の写し（原本も可、ただし還付額以上であることが必要）
- ⑤還付金振込先口座情報の写し
（金融機関名、店名、預金種別、口座番号、フリガナの無いものは不可）
- ⑥委任状（スポーツ団体名の銀行口座をお持ちでない方が必要）※記入例参照

現金で受け取る場合

上記①～④ ※必ず5月26日までに受け取る必要があります。

※現金での受け取り希望の場合は、後日郵送される受取はがきを受取窓口にご持参ください。受取人は団体の代表者になりますが、代理人が窓口に来られる際は委任が必要です。はがき裏面の委任欄にご記入ください。

3. 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月15日（水）

※申請期間が短くなっておりますので、ご注意ください。

4. 申請方法

上記の必要書類を添えて、周南市教育委員会教育政策課、各総合支所地域政策課、各支所のいずれかへ提出してください。書類が全て漏れなく記入されていない場合や、揃っていない場合は、受付できません。

また、郵送での提出は不可とします。申請受付後、審査で問題がなければ、申請完了から、約1か月～2ヶ月程度の期間の後、還付される予定です。申請書、委任状のデータが必要な方は、教育政策課ホームページでダウンロードしてください。

5. お問い合わせ先 周南市教育委員会教育政策課 電話番号：0834-22-8533

記入例

周南市学校施設使用料

記入間違いをした場合は、以下のとおり対応してください。

- ①該当箇所を二重線で消す。
- ②該当箇所に訂正印（申請者のもの）を押すか、申請者が訂正署名する。

※ただし、「還付申請額」は訂正できません。

申請日	令和8年4月1日		
(宛先) 周南市長 周南市学校施設使用条例施行規則第6条の規定により、次のとおり申請します。			
申請者	住所 (〒745 - 8655) 周南市岐山通1-1		
団体名 (法人名) 周南市体育部	(フリガナ) シュナン クロウ		連絡先 (日中連絡がつくもの)
	代表者氏名 周南 太郎	TEL 090-0000-0000 氏名 周南 太郎	
還付申請の理由	令和7年度に固定照明料設備使用料として前納したが、使用しないまま令和8年度4月1日に周南市学校施設使用条例が改正され、固定照明設備使用料が不要となったため。		
内容	許可年月日	令和7年4月15日	
	日時	令和7年4月16日(水) 20時00分から 令和8年3月25日(水) 22時00分まで	
	学校名・施設名	今宿小学校	
既納使用料	3,540円 ※納付年月日(令和8年2月24日、令和8年1月30日)		
還付申請額	1,458円		
還付を受ける方法	<input type="checkbox"/> 現金払 (本庁) 支所) <input checked="" type="checkbox"/> 口座振込金融機関・本店支店名 (周南銀行・周南支店) 口座種別 (普通) 口座番号 (0000000) 口座名義のフリガナ (シュナンクロウ)		

様式に印字していますので、このままご提出ください。

許可書の内容をご記入ください。

職員に申請額を計算してもらってから、ご記入ください。
※間違えた場合訂正できませんのでご注意ください。

※太枠線内のみ記入してください。

還付使用料 (決定)	1,458円
------------	--------

団体名義の通帳でない場合は、委任状もご記入ください。

スポーツ開放固定照明設備使用管理票の最終支払日をご記入ください。既納使用料が還付額に満たない場合は、最終支払日より一つ前の領収書を提出し、納付年月日もご記入ください。

記入例

令和7年度 スポーツ開放固定照明設備使用管理票

(● △ 小) 学校屋内運動場

使用団体名 周南市体育部

No.	月	日	曜	施設使用時間	固定照明設備 使用時間	使用料	備考
1	2	1	日	16:00 ~ 18:30	0 3時間	627円	休み。振替3H
2	2	2	月	18:00 ~ 21:00	3時間	627円	
3	2	8	日	16:00 ~ 18:30	2 3時間	627円	1時間未使用。振替1H
4	2	9	月	19:00 ~ 21:00	2時間	418円	
	1	30	金	2月使用分	11時間	2,290円	〇〇支所 担当者印
5	3	6	金	19:00 ~ 21:00	0 2時間	0円 418円	2/1振替(2H)、休み
6	3	7	土	16:00	1 3時間	209円 627円	2/1振替(1H) 2/8振替
7	3	13	金	16:00	3時間	627円	休み
8	3	14	土	19:00 ~ 21:00	2時間	418円	休み
	2	24	火	3月使用分	6時間	1,250円	〇〇支所 担当者印
	3	31		残時間	7時間	1,458円	〇〇支所 担当者印
				: ~ :	時間		
				: ~ :			
				: ~ :			
				: ~ :	時間		
				: ~ :	時間		

使用料が余っていることが分かるように記入して下さい。

余っている使用時間、使用料の合計額は受付の職員が記入しますので記入しないでください

- *施設を使用された団体は、必ずスポーツ開放使用日誌の記入をお願いします。
- *実際に使用される前に、納付をお願いします。

【注意事項】

- 提出された領収書の支払額を残時間で按分し、1円未満を切り捨てて還付額とします。上記例を参考にしてください。
- 残時間について、記入例のように、何時間余っているか分かるように記入してください。

委任状（周南市 学校施設使用料還付手続）

令和 年 月 日

（あて先）周南市長

私は、下記代理人に対し、周南市に対する学校施設使用料の還付に関する還付金の受領に関する一切の権限を委任します。

委任者（団体の代表者）

団体名：

住所：

氏名：

電話：

受任者（代理人）

住所：

氏名：

※すべて委任者が自署してください

委任状（周南市 学校施設使用料還付手続）

記入例

令和8年4月1日

（あて先）周南市長

私は、下記代理人に対し、周南市に対する学校施設使用料の還付に関する還付金の受領に関する一切の権限を委任します。

委任者（団体の代表者）
団体名： 周南市体育部

住所： 周南市岐山通1-1

氏名： 周南太郎

電話：090-0000-0000

受任者（代理人）
住所： 周南市岐山通1-1

氏名：周南太郎

団体の代表者と代理人が同一人物の場合でも、団体名義の口座でなければ、委任状が必要となります。

記入間違いをした場合は、以下のとおり対応してください。

- ①該当箇所を二重線で消す。
- ②該当箇所に訂正印（委任者のもの）を押すか、委任者が訂正署名する。

※すべて委任者が自署してください